



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第50号
2026.1.30

購入した中古車に不具合が判明したが 販売店に無償修理に応じてもらえなかった…

事例

3か月前に中古車を購入した。異音がしたので調べてみると、エンジンの不具合が判明した。販売店に相談したが、1か月の保証期間を過ぎていることから、無償修理に応じてもらえず納得できない。
(20代 男性)



©KANAGAWA2013

ひとこと アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 中古車は前の使用者の使用状況などにより、摩耗や経年劣化による不具合が生じることがあります。
- 一般的に、契約した時の保証条件に従うことになり、経年劣化や自然損耗による不具合は保証対象外となる場合もあります。
- 通常の経年劣化や自然摩耗といえない欠陥・不具合があれば、契約内容と違う商品を引き渡したと判断され、販売店に無償修理等を求めることができる場合がありますが、その立証は困難であるケースが多くあります。
- 中古車を購入する際は、保証期間やその内容、修復歴や過去の点検整備記録の有無などを確認し、慎重に選びましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 **050-7505-0999**

消費者ホットライン※ **188** (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」